

「新しい公共」推進に向けての検討課題（案）

2012年1月12日

公益財団法人 公益法人協会

理事長 太田 達男

- 1 公益法人制度改革3法についての施行状況を精査し、必要に応じて見直し等の措置*を検討する。

* 一般法人法および公益認定法については、同法附則で見直し検討条項を規定、整備法を含む3法について衆参両院において「この法律の状況に変化が生じたときは、広く国民の意見を聴き、直ちに見直しを行うこと」の付帯決議

- 2 公益法人等非営利法人の公益活動を推進させるための一層の税制上の支援措置を検討する。その際、フロー寄附だけでなく、ストック寄附*や法人からの寄附金についても検討課題とする。

* 相続財産寄附、現物財産寄附、日本版ブランド信託制度等

- 3 民間公益活動を制限、萎縮させる法令上の規制*を洗い出し、見直しを検討する。

* 公益信託制度、貸金業法、保険業法、金融商品取引法など

以上

公益財団法人公益法人協会について

○設 立 1972 年（中小企業経営者たる個人の出捐による純民間の団体）

○組 織 理事 15 名（太田達男理事長）、監事 3 名、評議員 29 名

法制委員会、税制委員会、コンプライアンス委員会、会計委員会

1972 年に民間中小企業経営者が出捐により設立された公益法人。新公益法人制度の施行にともない公益認定を取得し、2009 年 4 月から公益財団法人として新たにスタート。

「公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与すること」をミッションに掲げている。提言活動では、現代社会において非営利公益団体の役割は不可欠との視点から、一貫して民間公益活動の活性化策、支援策の充実強化を主張してきた。会員数約 1600。

1 主な活動

(1) 民間公益活動の普及啓発事業

実務図書・解説書の編集発行、WEB サイトによる各種情報提供、非営利法人データベース（NOPODAS）の運営、シンポジウム開催、国内外非営利組織との連携、メディア対策、大学生対象インターンシップ

(2) 民間公益組織の支援及び能力開発事業

法人設立、法務・税務・会計等運営相談業務、各種研修・セミナー、機関誌発行、情報公開共同サイト

(3) 民間公益活動、組織及び制度の調査研究、提言事業

非営利セクターに関連する各種調査研究、法制・税制等各種提言事業

2 主な研究活動（標題は報告書名。数字は実施年）

- ・「21 世紀の公益法人と公益法人制度のあり方を探る」（2001～2002）
- ・「公益法人の組織評価に関する調査研究」（2003～2004）
- ・「英国チャリティ調査ミッション報告書」（2003）
- ・「ヨーロッパ非営利団体調査ミッション報告書」（2006）
- ・「市民チャリティ委員会報告書」（2006～2007）
- ・「公益信託制度改革調査研究報告書」（2008）
- ・「米国調査ミッション報告書」（2008）

3 主な提言活動

- ・「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」に関する意見書（2002.09）
- ・新公益法人制度の提言（試案・概念図）（2003.02）
- ・公益法人制度の抜本的改革に関する制度設計について（2004.09）
- ・信託法改正要綱試案に対する意見書（2005.08）
- ・「公益法人制度改革（新制度の概要）」に関する意見書（2006.01）
- ・新公益法人制度に関する課税及び寄附金税制等に関する要望（2007.08）
- ・新制度の運用に関する要望書（2009.12）
- ・市民公益税制に関する要望書（2010.03、2010.12）
- ・寄附金の税額控除に関する運用手続き要望書（2010.12）
- ・平成 23 年度税制改正法案の早期成立に関する要望書（2011.04）
- ・公益法人に係る「震災関連寄附金」に関する要望、平成 24 年度税制改正要望（2011.07）

平成 24 年度税制改正に関する要望について

平成 23 年 7 月
公益財団法人 公益法人協会
理事長 太田 達男

平成 23 年度税制改正におきましては、公益法人、認定特定非営利活動法人等への寄附金に係る税額控除制度の導入、特定寄附信託制度の導入、パブリック・サポート・テスト要件の見直し並びに個人住民税における控除対象寄附金額の引下げ等が行われました。

これらのすべては、日々増大する民間公益活動の役割を正面から捉えた時宜を得た支援措置として大いに評価されます。

しかしながら、上記の諸措置の中にも少なからず改善すべき点があり、また、既存の税制の中にも改正を要する部分が残っております。

つきましては、平成 24 年度税制に関する要望を下記のとおりまとめましたので、なにとぞご理解ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

I 寄附金税制について

- 1 公益法人に係る税額控除制度における P S T 要件の撤廃
- 2 寄附金に係る年末調整制度の創設

II 資産寄附税制について

- 1 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し
- 2 相続税非課税措置の適用要件の見直し
- 3 特定寄附信託税制の拡充

III 公益信託税制について

- ・公益信託制度の抜本的な見直しの際の税制整備

(以下、略)

平成23年12月14日

金融庁総務企画局企画課
信用制度参事官室 殿

公益財団法人 公益法人協会
理事長 太田達男

一般法人が行う奨学生育英事業等に係る貸金業法改正に関する要望について

ご高承の通り、今般の公益法人制度改革は、公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的として、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業を適正に実施しうる公益法人を認定する制度を設けるものであり（認定法 § 1）、従前の民法第34条に基づき設立された法人（特例民法法人）は、当面存続し5年間の移行期間中に公益法人への移行（整備法 § 44）または一般法人への移行（同法 § 45）が制度として予定され現にその実施の最中にあります。

特例民法法人中、奨学金の無利子による貸与等を中心とする公益事業を実施してきた法人は、戦前戦後を通じ困窮している一般家庭における、優れた人材を発掘し、その育成確保に資金面等で援助することにより、日本の現在の発展の礎を作ったものであり、現在でもその意義は全く失われていません。むしろ昨今の経済情勢を考えるとその意味を増しているといえましょう。この事業はいわば公益目的事業の原点であり、先進英米等の諸外国においても公益目的事業の主要分野の一つです。

しかしながら、今般の改革にあたり、公益法人への移行が当然視されるこの分野における特例民法法人において、その育英事業等の主たる原資が不動産の運用等による収益である場合等においては、その資金原資の特殊性から公益目的事業比率の規制（認定法 § 5 八、同法 § 1 5）をクリアできない法人があり、一般法人へ移行せざるを得ないものが生じています。（この問題は、認定法自体の問題でもあり、これに対して当協会はその改正の要望を当局宛に別途行っています。）

他方、貴庁の所管される「貸金業法」においては、貸金業とは、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。」（貸金業法 § 2）として、国又は地方公共団体等の一部の貸付主体によるものを除外する他は、一律にその規制の対象としています（貸金業法 § 2 ただし書き、同法施行令 § 1 の 2）。公益社団法人及び公益財団法人による貸付金についても、それが収益を目的として行うものでない限り適用除外にならないこととなっています（同施行令 § 1 の 2 二イ）。

しかしながら上記のような特例民法法人が現在行っている奨学金貸付事業等を、一般法人に移行後継続して行おうとする場合においては、一般法人がその適用除外の対象となっていないことから、貸金業法の適用を機械的に受けることとなります。その結果、その法人は、貸金業法の登録・届出や各種の報告書の提出さらには貸金業務取扱主任者の設置等の負担を強いられることとなります。このことは、同じ公益目的事業とみなしうる奨学金等の貸付事業等であっても、その実施主体の法的地位が異なることのみでもってその扱いにおいて一方は過重な負担を負うことになるものであり、一般法人の当該事業の継続的な実施が困難となるとともに、その事業意欲を削ぐものとなるといえましょう。また奨学金の貸与事業は、①借入れ対象は学生であり、これにより多重債務者となることもないこと、②貸付金は原則無利息であって、過重な利息負担に悩むことはないこと、③給付と異なり、奨学生の貸付金の返済については、返済の努力をすることにより、本人の受けた恩恵が次世代の学生に受け継がれるという教育的な効果も指摘されていること、④貸付金に係る紛争や苦情の処理のための人や機関も必要としないこと等を考慮すると、そもそも貸金業法の対象とすることに基本的に馴染まないものといえましょう。

そこで、このような奨学金等の貸付事業等を行う一般法人に対しても、貸金業法の適用除外を強く要望するとともに、その結果としてすべての特例民法法人が移行申請期限である平成25年11月末までにスムーズな移行が図れるような土台づくりを切望するものです。

なお付言すれば、貸付金に係るこのような事情は、①返済努力が国民の向上意欲を増進させることが諸外国で立証されているマイクロ・ファイナンスや、②新しい産業や地域の振興を図るための実験的・社会的な企業創造資金の貸出しにも共通するものであり、一般法人等がこのような事業を行う場合には、併せて貸金業法の対象外とするよう検討を希望するものです。

以上

特例民法法人 行政庁別移行申請・処分進捗状況(2011年11月末、公法協調ペ)

	所管件数 a	地方支分局 b	合計 a+b=c	申請件数 d 括弧内一般 申請件数	公益処分数 e	一般処分数 f	合計処分数 e+f=g	申請率A d÷a%	申請率B d÷c%	処分率 g÷c%	一般法人の公益 認定数 括弧内申請件数
内閣府	4,960	0	4,960	2,478 (1040)	738	335	1,073	50.0	50.0	21.6	70 (98)
北海道	832	78	910	218 (154)	45	58	103	26.2	24.0	11.3	1 (1)
青森県	346	33	379	93 (47)	12	15	27	26.9	24.6	7.1	0 (0)
岩手県	315	30	345	53 (20)	9	4	13	16.8	15.4	3.8	0 (0)
宮城県	326	31	357	48 (9)	12	2	14	14.7	13.5	3.9	0 (0)
秋田県	253	24	277	46 (19)	4	5	9	18.2	16.6	3.3	0 (0)
山形県	322	30	352	90 (40)	17	14	31	28.0	25.5	8.8	2 (2)
福島県	367	35	402	66 (13)	9	4	13	18.0	16.4	3.2	0 (0)
茨城県	347	33	380	65 (26)	15	4	19	18.7	17.1	5.0	0 (1)
栃木県	296	28	324	83 (32)	11	10	21	28.0	25.6	6.5	0 (0)
群馬県	339	32	371	66 (30)	14	12	26	19.5	17.8	7.0	0 (0)
埼玉県	438	41	479	155 (31)	18	3	21	35.4	32.3	4.4	1 (2)
千葉県	446	42	488	147 (53)	22	9	31	33.0	30.1	6.4	1 (3)
東京都	838	79	917	400 (123)	175	56	231	47.7	43.6	25.2	5 (5)
神奈川県	609	57	666	204 (46)	57	10	67	33.5	30.6	10.1	4 (7)
新潟県	424	40	464	82 (34)	28	17	45	19.3	17.7	9.7	1 (1)
富山県	256	24	280	61 (14)	27	0	27	23.8	21.8	9.6	0 (0)
石川県	333	31	364	81 (20)	16	4	20	24.3	22.2	5.5	1 (3)
福井県	279	26	305	64 (18)	25	2	27	22.9	21.0	8.8	2 (2)
山梨県	215	20	235	87 (31)	22	7	29	40.5	37.0	12.3	0 (0)
長野県	444	42	486	128 (70)	42	20	62	28.8	26.4	12.8	1 (1)
岐阜県	350	33	383	83 (46)	24	19	43	23.7	21.7	11.2	2 (2)
静岡県	567	53	620	142 (62)	22	16	38	25.0	22.9	6.1	0 (0)
愛知県	527	50	577	123 (37)	35	7	42	23.3	21.3	7.3	1 (1)
三重県	279	26	305	41 (8)	20	1	21	14.7	13.4	6.9	0 (0)
滋賀県	283	27	310	143 (43)	58	6	64	50.5	46.2	20.7	1 (1)
京都府	521	49	570	219 (57)	84	10	94	42.0	38.4	16.5	4 (4)
大阪府	871	82	953	210 (79)	84	22	106	24.1	22.0	11.1	2 (2)
兵庫県	578	54	632	264 (113)	86	39	125	45.7	41.7	19.8	2 (2)
奈良県	296	28	324	60 (12)	30	4	34	20.3	18.5	10.5	0 (0)
和歌山県	285	27	312	57 (15)	25	1	26	20.0	18.3	8.3	1 (1)
鳥取県	198	19	217	12 (4)	3	3	6	6.1	5.5	2.8	0 (0)
島根県	283	27	310	60 (21)	15	5	20	21.2	19.4	6.5	0 (0)
岡山県	411	39	450	92 (36)	12	9	21	22.4	20.5	4.7	0 (0)
広島県	458	43	501	142 (54)	52	18	70	31.0	28.3	14.0	2 (2)
山口県	380	36	416	63 (34)	8	5	13	16.6	15.2	3.1	0 (0)
徳島県	198	19	217	65 (22)	30	2	32	32.8	30.0	14.8	1 (1)
香川県	258	24	282	68 (19)	25	7	32	26.4	24.1	11.3	2 (3)
愛媛県	257	24	281	42 (9)	24	2	26	16.3	14.9	9.2	0 (0)
高知県	298	28	326	38 (15)	3	6	9	12.8	11.7	2.8	0 (0)
福岡県	619	58	677	173 (48)	46	7	53	27.9	25.5	7.8	3 (6)
佐賀県	211	20	231	25 (5)	6	1	7	11.8	10.8	3.0	1 (2)
長崎県	309	29	338	40 (14)	7	2	9	12.9	11.8	2.7	0 (0)
熊本県	253	24	277	80 (32)	12	8	20	31.6	28.9	7.2	0 (0)
大分県	280	26	306	52 (13)	14	5	19	18.6	17.0	6.2	0 (0)
宮崎県	252	24	276	54 (15)	4	3	7	21.4	19.6	2.5	1 (1)
鹿児島県	315	30	345	69 (5)	30	3	33	21.9	20.0	9.6	2 (3)
沖縄県	256	24	280	73 (27)	7	7	14	28.5	26.1	5.0	2 (2)
合計	22,778	1,675	24,453	7,205 (2715)	2,084	809	2,893	31.6	29.5	11.8	116 (159)

上位10

	申請率B d÷c%
内閣府	50.0
滋賀県	46.2
東京都	43.6
兵庫県	41.7
京都府	38.4
山梨県	37.0
埼玉県	32.3
神奈川県	30.6
徳島県	30.0
熊本県	28.9

下位10

	申請率B d÷c%
鳥取県	5.5
佐賀県	10.8
高知県	11.7
長崎県	11.8
三重県	13.4
宮城県	13.5
愛媛県	14.9
岩手県	15.4
福島県	16.4
秋田県	16.6

2012 年 1 月 6 日

非営利法人法研究会（第三次民間法制・税制調査会）

公益財団法人公益法人協会（公法協）と、公益財団法人さわやか福祉財団（理事長：堀田力氏）は、「新しい公共」の担い手となる法人の法制整備が、今後の大きな課題であるとして『非営利法人法研究会』（事務局：公法協）を立ち上げ、2011 年 5 月 24 日の第 1 回会議から、これまで 7 回にわたり開催している（後掲 1. 会議開催経過参照）。

発会の主旨は、新公益法人制度が 2 年半（当時）経ち、移行期間のゴールが見えてきた今、〔1〕公益活動の推進のための一般法人法および公益認定法の改正を見据えた検討と、〔2〕非営利法人全般をさまざまな角度や視点から捉え、「社会的企業」をも含めた法人の形態や法制を展望し、研究していくことである。

発会の経緯として、①一般法人法および公益認定法を実際に運用してみると、改めるべき点が多々あり、両法を抜本的に改正すべき時期がきており、それに向けた活動をしていかねばならないこと、②市民社会において多種多様な活動をしてきている社会的企業について、実体面かつ法制面から検証していくことの必要性が高じてきていること、さらに、③特定非営利活動法人について、特に税制上の観点からも調査をしていかねばならないこと、などがあつた。

座長は、堀田力氏：公益財団法人さわやか福祉財団理事長。委員には、民法・商法・業税法等の学者・研究者、弁護士・公認会計士および実務家の計 14 名で構成している（後掲 2. 研究会委員名簿参照）。

本会は、堀田氏や太田理事長等が主導した「民間法制・税制調査会」（第一次・2004 年、第二次・2009 年）に連なるものであり、非営利公益セクター（サードセクター）全体を考えていくために運営・進行していくこととしている。

1. 会議開催経過

回	月 日	テーマ
第 1 回	2011 年 5 月 24 日	NPO と公共性、社会的企業について (問題提起：立教大学コミュニティ福祉学部教授 藤井敦史氏)
第 2 回	6 月 22 日	社会福祉法人の現状と問題 (問題提起：日本社会事業大学専門職大学院教授 田島誠一氏)
第 3 回	7 月 27 日	日本におけるサードセクターの展望と課題 (問題提起：名古屋大学大学院法学研究科教授 後房雄氏)

第4回	9月26日	特定非営利活動促進法の改正 (問題提起：弁護士 濱口博史氏)
第5回	10月17日	研究会中間とりまとめ・今後の検討課題について (問題提起：公益法人協会専務理事 鈴木勝治)
第6回	11月24日	非営利法人法制を検討するに当たって考慮しなければならない その他の法人類型について(社会福祉法人、学校法人、合同会社) (問題提起：弁護士 濱口博史氏)
第7回	12月19日	第6回の議論の一般法改正への示唆等、小規模法人類型の創設 (問題提起：公益法人協会専務理事 鈴木勝治)

*今後の開催予定 (第8回) 2012年1月25日、(第9回) 2月27日、(第10回) 3月21日

2. 非営利法人法研究会委員名簿 (発会当時、順不同、敬称略、* = 座長)

氏名	役職
能見善久	学習院大学法科大学院教授 (民法)
神作裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授 (商法)
小幡純子	上智大学法科大学院長 (行政法)
藤井敦史	立教大学コミュニティ福祉学部教授 (社会学)
田島誠一	日本社会事業大学専門職大学院教授 (社会福祉)
中島智人	産業能率大学経営学部准教授 (NPO)
濱口博史	弁護士
江田寛	公認会計士
片山正夫	(公財)セゾン文化財団常務理事
田中皓	(公財)助成財団センター専務理事
西山雄治	(公財)日本フラワーデザイナー協会理事
堀田力*	(公財)さわやか福祉財団理事長、弁護士
太田達男	(公財)公益法人協会理事長
鈴木勝治	(公財)公益法人協会専務理事

09.15.2011

公法協ウェブアンケート2011

第一部 新制度移行動向(略) 第二部 東日本大震災支援活動

公益財団法人 公益法人協会

はじめに

公益法人協会が本年6~7月にかけて、メールアドレスを把握している特例民法法人(移行済み法人を含む)13,968法人に発信したウェブアンケートの結果(計数集計のみ)がまとまりました。

有効回答4,416と、この種の回答率としてはかなり高い31.6%の有効回答をいただきました。母集団の数値も大きく今後を推測する信頼性の高い傾向が把握できたと考えています。

また、東日本大震災には特例民法法人、移行法人を問わずそれぞれのお立場で全力を挙げて支援活動に取り組んでおられる状況も浮き彫りになっています。

以下は主要な質問についてグラフ化し説明を加えたものですが、全問の集計結果はhttp://www.kohokyo.or.jp/seido1106/seido1106_kekka.htmlに掲載しておりますのでご覧ください。

なお、クロス統計や自由記入欄(行政庁への要望その他の文字記入欄)の内容分析も含め、9月下旬には詳細な報告書をまとめウェブでも発表する予定です。

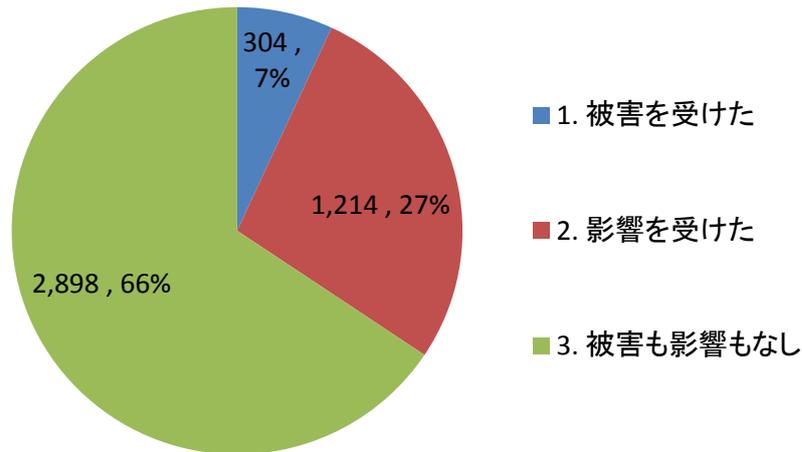
公法協ウェブアンケートについて

- ◇2005年より毎年6～7月頃にウェブにより実施
- ◇メールアドレスを把握する特例民法法人・移行済み法人を対象

年度	有効発信数	回答法人数	エラー回答数	回答率
2005	9,335	2,318	69	24.8%
2006	9,218	1,479	3	16.0%
2007	10,294	2,980	100	28.9%
2008	9,680	2,079	0	21.5%
2009	9,379	3,153	5	33.6%
2010	9,067	2,996	41	33.0%
2011	13,968	4,530	114	32.4%

第二部 東日本大震災支援活動

I 公益法人に与えた被害その他の影響



・直接被害を受けた法人は6.9%、何らかの影響を受けた法人を加えると34.4%と多くの法人に影響が出ており、震災等の影響の広がり大きさを物語る。

I 公益法人に与えた被害その他の影響

受けた被害・影響を次の五つのパターンに分けて集計した。

- 1 会員・役職員等関係者の人命、生活基盤に与えた被害
- 2 法人建物設備備品等に与えた被害
- 3 法人の事業に与えた被害
- 4 事務管理等法人運営に与えた被害
- 5 法人に与えた財務・資金などの影響

1 会員・役職員等関係者の人命、生活基盤に与えた被害

会員・役職員等法人関係者に与えた被害は244例が記載されている。
生命、住居、家財、就労基盤などに大きな影響を与えている。

(報告事例)

- ・正会員の死亡16名。
- ・会員死亡者88名、行方不明等確認のとれない者57人。
- ・会員の死者4名、自宅全壊22件、自宅半壊30件等、約80名の会員が被災した。
- ・外国青年誘致事業で来日している外国語指導助手の米国人2名が死亡。
- ・会員の死亡、家族の死亡、家屋の流失・倒壊・半壊。原発事故も含め、避難所生活をすするもの、当会を退会するものが続出。正確な会員被害の把握ができていない。
- ・当会は自動車関連企業の会員が大半を占めており、トヨタ・日産等の生産ストップで対前年比マイナス95%という企業もあり、各会員企業が休業状態に追い込まれた。
- ・社員5名が勤務先の倒壊、自宅の半壊などで生活基盤を失い、生活できない状態。
- ・対象となる会員が約600名いる。被災状況はまちまちで一人一人状況を伺わないと実際の被災状況の事実確認ができない。震災発生後、安否確認を行ったが、時間が経過するごとに被災状況が変化してきている。
- ・役員・助成金選考委員(外部)に被災者が出た。
- ・放射能汚染による影響あり。1名離職(県外)、1名7月末離職予定(県内の他市へ)。
- ・職員の家が流失、一部が崩壊。職員の出勤困難。
- ・社員4名が生命以外の全てを失った。自宅、家財、車の流失、放射能汚染地域内自宅からの避難。

2 法人建物・設備・備品等に与えた被害

被災地沿岸部を中心として管理建物の損傷は激しい、事務所の流失損壊等による移転や、文化財の損傷も報告されている。比較的軽微な固定資産・什器備品の破損等を含め248事例が報告されている。

(報告事例)

- ・当財団は健康診断機関。震災当日健康診断実施中で、津波により検診車2台、乗用車1台流失。
- ・地震・津波により保有機材の損失。原発事故により事業所への立入りが制限される。仕掛り工事停止状態により出荷機材の引取りが不可。放射能被曝機材の補償及び逸失利益保証可能性の可否。工事停止による代金回収の可否。
- ・加盟団のボーイスカウト教育資材(テント等の備品類)が流された。加盟登録書類・集金した年会費等が流された。
- ・博物館:屋根・柱・天井・床の一部破損、内・外壁の亀裂、建具・ガラス・灯籠の破損。史跡:柱根・横材の移動、壁面散切れ・亀裂、墓所石垣崩落(複数)、墓石転倒、等。
- ・所有施設に甚大な被害。6港の16施設のうち8施設流失、取り壊し。6施設修繕、1施設再建。
- ・研究施設、試験筏、ボートが津波により大規模損壊・流失し、地盤沈下により施設傍まで冠水。
- ・管理している処理場が被災し、下水汚泥の放射能汚染が発生。
- ・地震による建物被害あり。建物の大規模修繕、取り壊しを含め検討中。
- ・沿岸の2支部が流失。
- ・3月10日まで入居していた建物が破損し、入居ができなくなり移転を余儀なくされた。
- ・管理施設の避難所、宿泊所指定による通常業務停止。

3 法人の事業に与えた被害

大震災の被害は法人の事業遂行にも甚大な影響を与えている。会員の減少による事業縮小の外、原発の影響、電力供給の低下、外国人の来日・滞日回避、物資調達の困難など事業遂行に与えた影響が273事例報告されている。

(報告事例)

- ・60%の会員が被災、会の存立と公益目的事業割合50%確保が困難。
- ・会員の7割超の工場。事業所が全壊、事業運営縮小せざるを得ない状況。
- ・留学生の大量帰国並びに来日延期・中止。
- ・原発事故により相双方部の活動がまったくできない状況にあり、19社の内、17社が県外での営業、避難を余儀なくされている。
- ・緑の募金活動事業が中止に追い込まれ、事業の執行に影響が出ている。
- ・記念館への来館者が減少した。当財団主催のツアーを延期した。
- ・3月11日以降及び平成23年度新学期、一部の市町村で給食施設の損壊等により学校給食が中止になり、準備していた食材の対応に苦慮。原発事故による風評被害にも悩まされている。
- ・事業を中止した。既に執行済の費用が大幅な赤字。期待されていた参加者等に多大な迷惑をかけた。
- ・公演の延期、施設利用の中止及び節電のため施設の利用制限が発生した。利用料収入の減収が生じている。
- ・誘致に成功したコンベンション等(MICE)が中止等(14件)になった(5月24日現在)。

4 事務管理等法人運営に与えた被害

多くの法人が役員会等機関開催の延期、被災関連対応業務の発生等により通常業務の運営に支障をきたしている事例が180事例、新制度移行業務へも大きな影響を受けている事例もある。

(報告事例)

- ・被災者への支援事業、会員の被災状況把握、見舞い・支援業務等で通常業務が3ヶ月分滞る。
- ・震災の被害者に対する特別相談事業や震災復興支援事業を実施することになり、繁忙を極めており認定申請の事務処理がはかどらない。
- ・道路、電気、通信等ライフラインの一時的断裂とその影響により1カ月間ほど物資(ガソリン等)不足、心理的影響により事業に影響が出た。
- ・大津波により漁港、漁村が壊滅的な被害を受け、その復旧、復興に関する業務が増加した。通常業務の予定が立てにくく、公益法人制度改革の業務が滞っている。
- ・公益法人への移行するための準備段階で、委託予定業者が被害を受けたため移行作業の遅れ。
- ・余震の影響で理事会や通常総会の延期、公益法人移行の準備作業の遅延も発生している。
- ・管理する施設の一部は、避難民の受け入れ施設となったため、通常の営業ができず。
- ・震災の影響で理事会は延期となり、また事業内容及び予算の変更も余儀なくされた。現在も公益認定申請の準備は遅れている。
- ・現在県民の被災住宅の相談が多く、通常業務に支障をきたしている。しかし、相談は公益法人として、また専門家集団としては当然の業務。
- ・薬品保管の冷凍庫、冷蔵庫が一時停電のため使用できなくなった。感染症検査が行えない、薬品等の納品に時間がかかる、角膜の広域幹旋(角膜の発着)が宅配業者全般の機能不全のためできなかったなどの影響を受けた(現状は通常通り)。

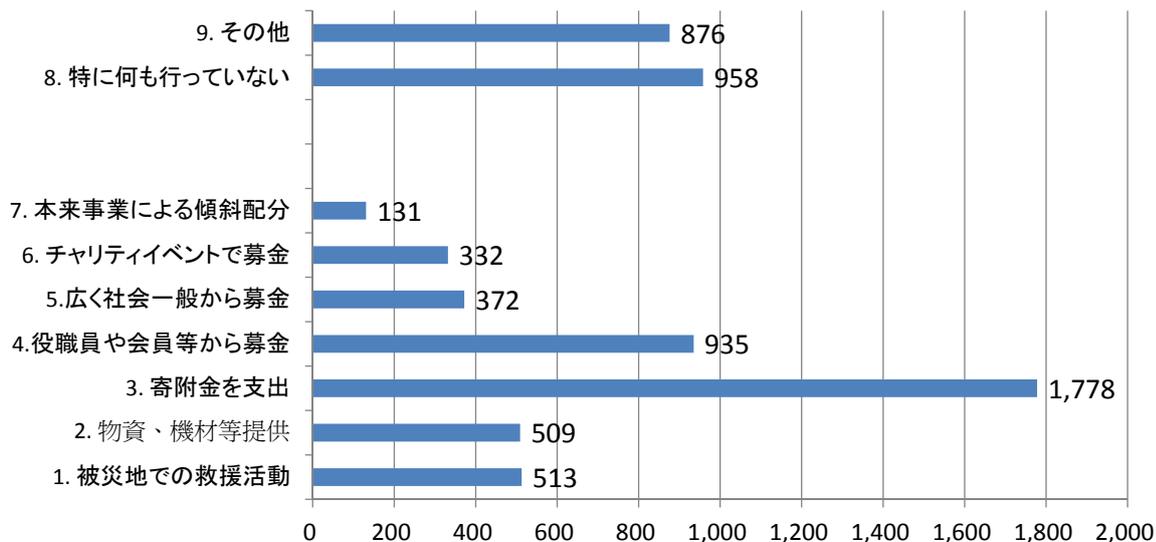
5 法人に与えた財務・資金などの影響

①事業収入の低下、②会員の減少、③災害寄附金による通常寄附金のクラウドファンディングアウト(閉め出し)現象などが主たる原因であるが、中には電力株式・債券の暴落による資金取崩しなどの事例も報告されている。直接的に財務上の窮状を訴えたものは125事例であるが、全国的に大震災の与えた公益法人への財務的影響は極めて大きいと推測できる。

(報告事例)

- ・自粛ムードと震災被害により仕事が減少、減収減益。
- ・当該地域の会員の死亡、行方不明等により会費等収入が減少、円滑な事業活動が困難。
- ・多数の会員が被害を受けたので会費支払いが困難。経理が成り行かなくなっている。
- ・災害見舞金等の給付金の所要額が膨大になるものと思われ、莫大な資産の取崩し予定。
- ・募金活動の時期が3月～5月のため、積極的な活動ができなかった、収入減。
- ・被災地の方へ義援金が流れたため、当法人への寄附金が減少している。寄附金の額が著しく少ないと、来年度の新規奨学生の採用人員枠を減らさざるを得ない。
- ・震災義捐金の影響で募金活動を自粛した。その結果、募金額は大幅に落ち込み経営が苦しくなっている。
- ・寄附金収入のみで助成事業を行っている。寄附先が被災地へと向かっているため寄附金収入が減少している。
- ・学園の教育事業を支援して頂いている東北地方の会員の経済的困窮が当会の会費・寄附金の減少につながる懸念されている。
- ・保有株式の配当が減収し、株価の値下がり売却を余儀なくされたことにより、予算を縮小する必要性が生じた。
- ・東京電力の株が暴落、資産の取崩を行う。

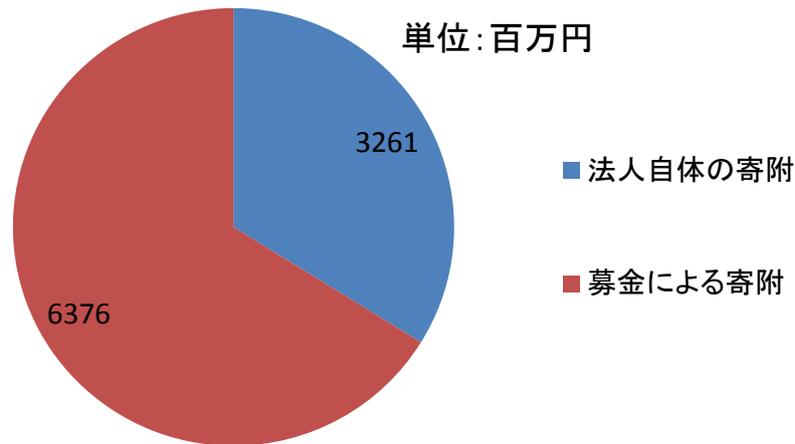
II 公益法人の支援活動(重複回答可)



1 寄附金を支出した法人が1778、何らかの募金活動をしたのが1639、自ら被災地での救援活動や物資・機材等の提供を行った法人も1022法人。助成金・奨学金等本来事業の傾斜配分により支援するというのも131法人と多数の法人が支援活動等に立ち上ったといえよう。

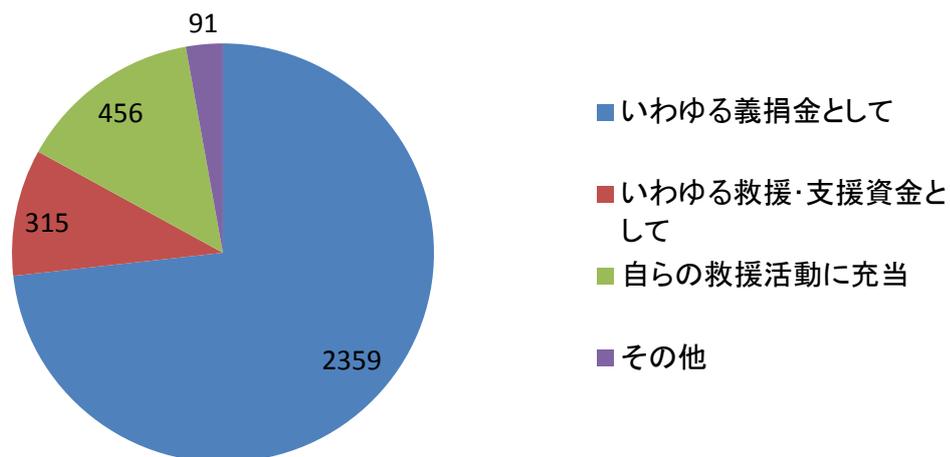
2 特に何もしていない法人は958法人。その他876法人の内容については別途分析する。

寄附金の額



法人自体が自己資金により寄附した金額は32億円、募金活動を行って集めた寄附金が63億円と、合計で実に100億円近くの資金が支援活動等に提供された。

寄附金の使途



1 日本赤十字、共同募金、地方自治体、報道機関等へ義捐金として寄附した法人が2359法人、73%と過半を占める。
2 救援活動を助成する目的の民間募金団体や支援活動団体に直接寄附した法人は315法人と比較的少数派、又自らの救援活動の費用に充当した法人も456法人。

Ⅱ 公益法人の支援活動

公益法人による支援活動を次の類型に分けて記入された事例を紹介する。

支援活動の類型	内容
ボランティア活動	一般的救援活動
	物資・機材提供
	専門的救援活動
非資金的支援活動	雇用・産業促進、施設提供、調査・提言、情報提供
	チャリティイベント、講演会 シンポジウム等の開催
資金的支援活動	被災した法人関係者等への制度的支援及び法人としての寄附
	役職員の募金、募金箱設置、イベント等による寄付
	基金設定による一般募金及び街頭募金
	法人の事業を通して資金的支援を行うもの

公益法人による支援活動の総括

1 専門的知識・経験を発揮しての活動

事業目的が公益法人ごとに多岐にわたり、その事業については高い専門性を有している。学術研究団体、各種専門職集団、文化芸術、環境、福祉など大震災復旧に向けて各分野で活動している。

2 他の非営利法人に比し、比較的資金力が豊富

公益法人も決して豊富な資金力を持つものではないが、積立金の取崩しや会員など多数の関係者対象の募金力が比較的高い。

3 本来事業の延長線上での長期的支援が可能

奨学金・助成金など本来事業の延長線上で震災対応に傾斜配分することが可能で持続的な支援活動が可能。

4 定款や行政庁の規制が比較的柔軟で敏速かつ弾力的に行動が可能

一部の行政庁に例外は見られるものの、定款など事業目的との整合性については比較的弾力的な対応をむしろ奨励する見解も発表され、公益法人は迅速かつ柔軟な支援活動が可能であった。

1 ボランティア活動

1) 一般的救援活動

43の公益法人が役職員による一般的なボランティア活動を実施、また、会員によるボランティア活動を奨励している。また、すでに実施した法人では今後も継続実施を計画している。

(報告事例)

- ・震災地へ出向き、避難者の方々に藤岡名物「とっちゃんげ汁」を提供し、地元の方々とふれあいと人間関係の絆を深めた。
- ・被災地への炊き出しに際し、地元自治体より現地入りの制限があったため、管内に滞在して、がれき撤去等に取り組んでいる、NPOのボランティアスタッフ約120名に対し、労を労うため炊き出し活動を行った。
- ・泥かきや炊き出しなどの現地での支援活動。
- ・現在まで地元の社会福祉協議会と連絡を取り、ボランティア派遣を行っていましたが、今後も情報をいただき専門的知識を必要とするのであれば当会より派遣を考えます。
- ・がれきの撤去や掃除活動を行うために現地へ行く予定。5月後半に一度、炊き出しやがれきの撤去に行きましたが、復旧作業がぜんぜん進んでおらず、先が見通せない状況でした。これから先、何年もかけて、ボランティアや各種団体等による作業の必要性を感じました。
- ・「生活再建支援(かたづけ・清掃・物資提供・御用聞きetc)ボランティア」を呼びかけ、系統的に派遣していく。
- ・海外在住の日系人からの募金を原資とした在日日系人による被災地でのボランティア活動の実施を考えている。
- ・今後も当会青年部会員が現地ボランティア活動に参加する計画を持っており、積極的に支援する予定である。
- ・被災地に職員をボランティアとして派遣(7月16~18日)する。
- ・引き続き、現地へのメンバー有志による人的支援ボランティア、物資支援活動を計画中。
- ・支援物資の仕分け作業の支援。
- ・NPO法人との協働による図書贈呈、読み聞かせボランティア活動。

2011/9/15

公益財団法人 公益法人協会

17

1 ボランティア活動

2) 物資・機材提供

物資・機材提供も計画中含め55事例が報告されている。
生活必需品から、専門的機材、障害者・高齢者等を配慮した物資など、幅広い救援物資が届けられている。

(報告事例)

- ・車いす・杖・スロープ等福祉用具を提供した。
- ・震災直後における、緊急救援隊(消防)輸送のためのバス車両の手配。
- ・避難所へのAED(自動体外式除細動器)無料貸出し、被災仮設診療所へのAED寄贈。
- ・被災地にリサイクル自転車を160台(4市町)送った。
- ・被災された会員やその生徒に対して、楽譜及びピアノの支援を行っている。
- ・支援物資の保管、被災地への輸送に係る積替・配分等の拠点として必要な対応を行った。
- ・仮設住宅への慰問と、農産物、食料品等の支援物資搬入を行う予定である。
- ・東北3県の公共図書館へ所蔵している図書を寄贈する。
- ・支援物資としてスポーツバッグを準備済み、東北のサッカー協会と打合せているので決まり次第発送する計画です。
- ・殺虫剤・クールスカーフ(冷温タオル)などの物資支援を継続する。
- ・高齢者のまごころとして、「元気袋」作り、現在までに約10,000袋届けました。今現在も作成中。当初、交通機関の混乱等により各社での保冷車による配送が出来なかったため、協会では保冷車を仕立てて混載便で東北6県向けに配送した。
- ・現地で緊急用に必要とされるパソコンやその周辺機器等(ソフトウェアも含む)の支援を行ってまいりました。
- ・ウェットティッシュ400個入りダンボール10箱、京都府へ提供方申し入れ。

2011/9/15

公益財団法人 公益法人協会

18

1 ボランティア活動

3) 専門的救援活動

震災直後は医師、看護師、薬剤師の救命・治療活動、その後は各種専門分野(社会福祉士、不動産専門家、精神保健福祉士、調停員、臨床心理士、法律専門職、機械オペレーターなど)の専門家によるケア、相談などの支援が目立つ、また外国人支援活動も盛ん。114事例が報告。

(報告事例)

- ・身元確認作業協力者・歯科医療従事者に派遣登録。
- ・3/17～6/2まで、医師・看護師等の医療支援チームを派遣した、産婦人科(1チーム2名)の派遣。
- ・薬剤師班を派遣し、救護所での調剤業務、避難所での公衆衛生支援、義援医薬品の募集・集積・配付実施。
- ・4学会(角膜、コンタクトレンズ、網膜硝子体、緑内障)で被災地対応マニュアルを作成し、被災地3大学病院へ送付。
- ・3/11～3/31まで、休日なしで、5言語で外国人からの電話、来所相談に応じた。
- ・翻訳の人材バンクを作り、在住外国人への情報提供に協力をした。
- ・被災地の災害情報の多言語翻訳や、電話での多言語相談に関し、ボランティアを派遣。
- ・被災した中小企業の製造ライン復興支援を行う専門技術者を会員企業から募って登録。
- ・避難施設・公共施設・病院等への発電機・投光器等の提供、重機・オペレーターなどの派遣。
- ・住宅相談コーナーを設置し、担当者3名が不動産相談・貸家、賃貸マンション等の物件提供と媒介を無償で。
- ・2次被害に遭っている在宅の高齢者や障害者への支援に9月までをめぐり、専門職で現地活動を行う。
- ・公益法人4団体で「緊急災害時動物救援本部」を設置、関係方面と連携、被災したペットの救援活動実施。
- ・宮城県東松島市及び福島県南相馬市を拠点として、本協会構成員である精神保健福祉士をボランティアにて派遣し、保健師等と連携しながら、避難所や在宅被災者を巡回し支援等を行っています。
- ・原発20km警戒地域の動物、家畜救護支援のための人材派遣を予定。
- ・被災地において無料調停相談会を実施する。
- ・被災聴覚障害者の生活復興のための支援コーディネーターの派遣、被災聴覚障害者及び支援従事者のメンタルケアのためのチームの派遣、被災聴覚障害者等を励ますイベント開催。
- ・専門職(臨床心理士)による被災者の心のケア、及び研修講座をそれなりのテーマで開催する。

19

2 その他の非資金的支援活動

1) 雇用・産業促進、施設提供、調査・提言、情報提供

被災地各種産業・文化財の復旧、雇用創造や各種の調査研究を通じての行政への提言事業や一般への情報提供に取り組む156事例が報告されている。

(報告事例)

- ・被災地域に事業所を設置している企業で、被害を受けたところに、事務室または研究室を無料で提供している。
- ・被災農業者の就農相談、受入先紹介。
- ・被災地の業者等に無料で会場を提供し、「復興支援市」を複数開催した。被災地発着のバスも配車。
- ・文化財修復助成事業の立ち上げ。
- ・被災地の博物館における資料類の修復、整理作業。
- ・東北地方太平洋沖地震災害調査委員会を設置。「復旧と復興に向けた課題と提言」等を目的に活動中。
- ・一般市民に対する放射線に関する知識を普及啓発するため、「放射線とがん」と題した小冊子を刊行し、都道府県の広報担当課及び中央図書館に無償配布した。
- ・廃棄物処理施設の被害状況の収集、把握を行い、廃棄物処理施設の復旧、稼働開始の見込みなどを国に提供。
- ・放射線測定業務を全国的に実施している。
- ・若手研究者を中心としたワークショップで、震災後の復興に向けたランドデザインや提言を検討。
- ・会員社での支援内容 住宅地図の無償配布、復興支援地図の無償配布、被災関係の図書(地図・写真図などのアーカイブ)の無償出力サービス、ネットから背景図の無償ダウンロードサービス等。
- ・原発事故・津波関連情報を学会ホームページに掲載。
- ・国家緊急災害対策本部へ被災地の医療機関に対する支援体制の構築について緊急要請。

2 その他の非資金的支援活動

2) チャリティイベント、講演会 シンポジウム等の開催

被災現地や避難被災者へのチャリティイベント、防災、放射線知識、二重ローンなどのホットな問題について知識の啓蒙を図る講演会等が数多く企画されている。計画中の団体も含め191事例が寄せられている。

(報告事例)

- ・被災地(岩手県・宮城県)において無料公演(人形劇3回、コンサート3回)を実施し、約1,200名の被災された方々(特に子どもたち)に楽しんで頂いた。また、コンサートについては、自らが被災者である仙台フィルハーモニー管弦楽団に出演して貰うとともに、照明・音響も地元の業者をお願いして、アーティスト支援も兼ねた活動とした。
- ・県内に避難している被災者に対して、慰問公演の実施及び演奏会への招待実施。
- ・岐阜県へ避難した被災者の方々へ、「ぎふ長良川の鵜飼」へ招待する事業を実施した。
- ・「地震」をテーマにした特別展を実施、防災講演会「大津波災害の脅威ー被災地を訪れてー」を開催した。
- ・東日本大震災に際し、当学会の関係団体・技術者の活動及び成果についてのシンポジウムを開催した。
- ・原発事故及びその影響について、講演会を4講演開催予定。
- ・二重ローン問題等の解決を図ることを目的とした復興支援シンポジウム等を開催した。
- ・地元との協力関係のもと、被災3県への芸能活動を通じての支援活動を計画し、仙台七夕を活動のスタートとし実施予定。復興に果たす実演芸術の役割などについての行政、立法への提言活動など、実演家組織、公立文化施設等との連携をはかり中長期に亘る活動を行う予定。
- ・福島地域にて、科学実験・工作教室を実施。
- ・東北支援の一環として東北CVBサイトとリンク・被災地の観光振興を目的とした支援事業。
- ・孔子の里獅子舞を舞う子ども達が、自分たちにも何かできないだろうかと話合って、8月15日以降に気仙沼や周辺の子供達と交流をすることになりました。子ども達が舞う、孔子の里獅子舞を見て元気になってほしいと願います。
- ・8月9日に仙台において農地の煙害についてシンポジウムを企画している。

21

3 資金的支援活動

1) 被災した法人関係者等への制度的支援及び法人としての寄附

法人の会計より支出された弔慰金・見舞金等の法人規則に基づくもの及び法人の決定により、義捐金、支援金等として関係方面に寄附されたもので、計画中のものを含め会費等免除が57件、法人自体からの寄附が81団体、別に上部団体でまとめるなど関連団体共同してのものも71団体に上る。

(報告事例)

- ・被害を受けた方々には、平成23年度の会費免除とした。
- ・被災された方に、罹災証明を提出してもらうことで会費を免除することも行っている。
- ・会員被災者の年会費免除や研究会参加費の免除、旅費援助などを行うことで準備中。
- ・地域限定で、販売代金の免除を実施した。
- ・被災会員への見舞金贈呈、年会費免除。
- ・所属の会員へお見舞い金を出した。
- ・展覧会出品者で被災された方に個別に見舞金を出した。
- ・当法人が加入している中央団体の呼びかけに応じて、支援金として、法人会計から拠出した。
- ・災害対策準備金500万円予算取りをした。上記と別に被災地支援のため200万円の予算を23年度に折込み。
- ・今後の受託収入の1パーセントを寄付することにした。
- ・東北地方の被災大学に1,000万円を寄付した。
- ・50百万円の寄附金の予算化をしたが、寄贈先が決まっていない。
- ・義援金支援について平成23年度定時会員総会にて承認。義援金額150万円。
- ・リストバンドを作成し、競技団体等に対する募金を募っている。

(・寄附金の支出を検討したが、定款に明確な定めがないうえ、県教委からも反対されたため、断念し、寄附は理事長が個人で行った。)

22

3 資金的支援活動

2) 役職員の募金、募金箱設置、イベント等による寄付

事務所、施設、イベント会場での募金箱設置は137法人、役職員関係者に募金を呼びかけた法人は146法人が報告されている。

(報告事例)

- ・事務所に募金箱を設置し、会員や発注者、役員等関係者から義援金を募り、また、当法人の予算から義援金を支出し、合わせて送金した。
- ・施設内に義援金箱を設置し、施設利用者から集まった義援金を市役所を通じて日本赤十字社に送った。
- ・研修会、イベント等で募金箱を設置し義援金の募金を行った。
- ・団体としてではなく、個人として職員全員で日本赤十字社へ寄附した。
- ・職員に、各個人が自主的に支援物資の提供・寄付金の支出等協力するよう要請し、即実施された。
- ・会員会社で寄附金や支援物資の活動を行っており、当法人としてはそれらの取りまとめを行った。
- ・通常総会やその他行事で、義援金の募金活動を行っています。
- ・当財団設立者の理事長は現在株式会社相談役名誉会長、理事長個人、会社合計2億円超の義捐金出捐
- ・役員、職員から寄付を募り、県庁を通じて募金した。
- ・当奨学財団のOBが組織する集まりで、義捐金を集め寄付計画が進んでいる。
- ・海外在住を含む元奨学生たちから義捐金の申し出があり、寄付先の選択、手続きなどを行い拠出した。
- ・法人の業務として読み難かったので、法人名でなく個人名で寄付金を出した。
- ・社会福祉協議会などが実施する震災支援募金へ、職員の協力を呼びかけを行った。

3 資金的支援活動

3) 基金設定による一般募金及び街頭募金

一過性の義捐金ではなく、広くかつ長く被災地・被災者支援の基金を募集するパターンも多い。また街頭募金を実施、一般市民に協力を求める活動も見られる。

(報告事例)

- ・広く一般社会を対象に募金活動を行った(口座設置せず)。
- ・被災した小中学校および高等学校における地理教育復興支援のために、募金口座を設置した。
- ・独自に救援金口座を設け配分する予定。
- ・現在、募金活動を行っているが、年内は続けていくことと理事会で決定。長期的な支援が必要と思う。
- ・教育関係の法人であることから、震災孤児への義援金を今後も集める予定。
- ・こころのケアは息の長い活動が必要との認識で、被災地の精神保健福祉に特化したものとなるよう支援金の募集を始めた。
- ・激甚災害のための基金を設立した。
- ・当協会では被災地での「逸失文化財の復興、地域の文化の復元」に向け、協会活動を通して募金活動を始めております。長期にかかわる目的ですが、毎年度末までの募金を上記の目的に合う活動に対し寄付事業を行いたいと考えております。貴関係法人の内、救援を求めている法人がありましたら、ご紹介ください。
- ・毎月11日に街頭で募金活動を行っております。
- ・JR山手線各駅頭にて3月16日より平日7:45~8:45まで募金活動を実施中。
- ・長野県北部地震で被災した栄村向けの街頭募金活動を行い、60万程度の義援金を送らせていただいた。
- ・4月2日。札幌駅南口歩行者空間でジャンプ選手25人と連盟役員とで11時から15時まで募金活動を行った。
(アンケートには含まれていないが、この他基金口座を開設、広く一般社会に支援金を募金、配分委員会により支援市民団体に助成する、一般向け募金活動を実施した公益財団法人公益法人協会、助成財団センター、日本フィランソロピー協会、国連大学協力会等の独自の事例がある)

3 資金的支援活動

4) 法人の本来の事業を通して資金的支援を行うもの

法人本来の事業の拡大や傾斜配分を通して被災地・被災者支援を行うパターンである。奨学金関連、研究助成、施設助成、活動助成など公益法人ならではの幅広い支援事例が計画中也も含め90事例が報告されている。

(報告事例)

- ・被災地の当会指定大学に対して、通常の給与奨学金枠以外に特別枠を設定し支援した。
- ・大震災により殉職等された方のお子様方に対する奨学金の給付を行う。
- ・岩手大学・福島大学への奨学金支給開始。
- ・従来大学生中心の奨学金でしたが、震災により扶養者をなくした高校生対象に月額3万円の奨学金支給
- ・震災遺児奨学金を創設し、今秋から給付する計画。
- ・平成23年度奨学生32名のうち、16名を被災地から採用した。
- ・助成項目を改めた⇒ボランティアが現地へ出向くための助成支援について県内を県内外と改めた。
- ・被災者支援活動に従事するNPO法人に対し、助成を実施した。
- ・海外における風評被害を払拭する交流事業に助成を行った。
- ・当財団では、研究助成において、東北地方の大学研究者に枠を設けるか、別枠にするか検討中。
- ・仙台市の仮設住宅エリアの一角に建設される「みんなの家」の建設資金の支援を行う予定。
- ・公益目的支出計画の公益目的事業として、移行後5年間に亘って毎年1千万円を支出する計画である。
- ・公益目的支出計画に「震災寄付」を加える予定。
- ・震災対策等、科学技術に関する調査研究等、助成の応募があれば対応したい。
- ・平成23年度において、補正予算を組み、被災者支援として助成事業(学術研究助成・福祉助成)を追加にて行うこととなりました。

Ⅲ 今後も長期に続く公益法人の支援活動

ー公益法人の支援活動はまだまだ続くー

- 1 今後の支援活動の計画を自由に記入する欄を設けたが、全回答の17%、783件から記入があった。
- 2 うち、最も多いのが資金的支援の285件であり、さらにその内訳は、募金活動の継続173件、法人の事業活動としての奨学金・助成金の拡大48件、法人からの寄附44件、会費等の免除による支援20件である。
- 3 ついでチャリティイベント56件、調査研究・提言活動51件、産業・雇用支援39件、スポーツ・文化・芸術支援の31件などを含む自らの専門性を生かした事業展開が合計215件報告されている。
- 4 一般的なボランティア活動35件や専門職によるボランティア活動56件、物資支援33件、合計124件のボランティア活動についても計画されている。
- 5 上記のいずれかの事業を複数実施予定のもの又はいずれにも当てはまらない各種支援活動も115件、支援事業計画とするものが44件記載されている。
- 6 その他関連する意見や提言が42件寄せられている。

支援活動の区分	件数	支援活動の内容	件数
資金支援	285	会費等の免除	20
		募金活動	173
		法人からの寄附	44
		本来事業を通じて支援	48
ボランティア活動	124	一般ボランティア	35
		専門職ボランティア	56
		物資支援	33
事業活動による事業支援	215	雇用対策事業	13
		地域・産業復興支援	45
		チャリティーイベント	56
		セミナー・講演会・シンポジウム等	19
		スポーツ・文化・芸術活動等	31
		調査・提言・情報発信	51
その他の支援活動	115	その他	80
		上部組織を通じて支援	19
		今後の備え	4
		被災者の受け入れ	12
支援実施計画検討中	44		44
合計	783	合計	783